**ザンビアでの通関手続きで必要な書類：**

**ザンビアに派遣された海外の外交官の場合：**

• オリジナルの外交官IDカード

• 外交官パウポートのコピー（派遣先の大使館からの謄本）

• 大使館からの紹介状

• 外務省発行の口上書

• 貨物が届くときお客様はザンビアに居なくてはなりません。

• 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

• B/LとAWLの原本

• TPIN（納税者番号）

• 価格申告書

**ザンビアに帰国するザンビア人外交官の場合：**

• オリジナルの外交官パスポート

• 貨物は、お客様がザンビアに着いて日から６ヶ月以内にザンビアに届かなくてはなりません。

• 解任状（謄本又は原本）

• 任命状（謄本又は原本）

• 免税されるためには海外での滞在期間が２年以上でなくてはなりません。

• 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

• B/LとAWLの原本

• TPIN（納税者番号）

• 価格申告書

**外国籍の方の場合：**

• オリジナルのパスポート

• 貨物が届くときお客様はザンビアに居なくてはなりません。

• 労働許可証（原本）

• 貨物は、お客様がザンビアに着いて日から６ヶ月以内にザンビアに届かなくてはなりません。

• 雇用契約書のコピー

• 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

• B/LとAWLの原本

• TPIN（納税者番号）

• 価格申告書

**ザンビアに帰国する一般の方々の場合：**

• オリジナルのパスポート

• 貨物が届くときお客様はザンビアに居なくてはなりません。

• 海外での雇用契約通知書（謄本又は原本）

• 雇用終了通知書又は賃貸契約書（謄本又は原本）

• 免税されるためには海外での滞在期間が２年以上でなくてはなりません。

• 貨物は、お客様がザンビアに着いて日から６ヶ月以内にザンビアに届かなくてはなりません。

• 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

• B/LとAWLの原本

• TPIN（納税者番号）

• 価格申告書